

## 東京の廃棄物処理の現状

### 1 一般廃棄物

#### 【排出量】

- 都内の一般廃棄物の排出量は、2000 年代前半（平成 10 年代半ば）に約 550 万トンであったが、2018（平成 30）年度には 440 万トンまで減少した（図 1 参照）。
- 都内人口は、2000（平成 12）年度から 2018（平成 30）年度にかけて約 15% 増えたが、一人一日当たりの排出量で見ると、この間の区市町村による 3R の取組等が進み、約 30% 減少した。
- 種類ごとにみると、不燃ごみが 2007（平成 19）年度から 2009（平成 21）年度にかけて 6 割以上削減された。これは、23 区において、これまで不燃ごみとして収集していたプラスチックごみを可燃ごみとして収集するようになったためである。

#### 【ごみ組成】

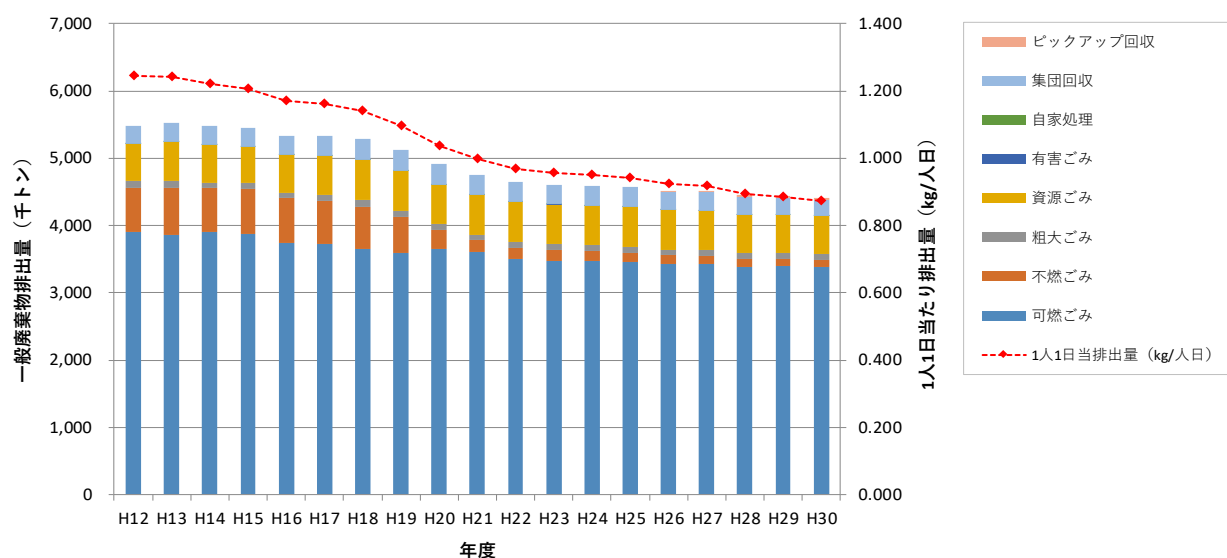


図 1 都内一般廃棄物の種類別排出量の推移

- 23 区内から排出される可燃ごみ（収集及び持込）の排出量は、300 万トン弱で推移している（図 2 参照）。
- 組成ごとにみると、厨芥が 2000 年代前半（平成 10 年代半ば）は 100 万トン前後で推移していたが、最近では約 60 万トンまで削減されている。
- 一方、プラスチック類が 2007（平成 19）年度から 2009（平成 21）年度にかけて増加しているが、これは、23 区において、これまで不燃ごみとして収集していたプラスチックごみを可燃ごみとして収集するようになったためである。

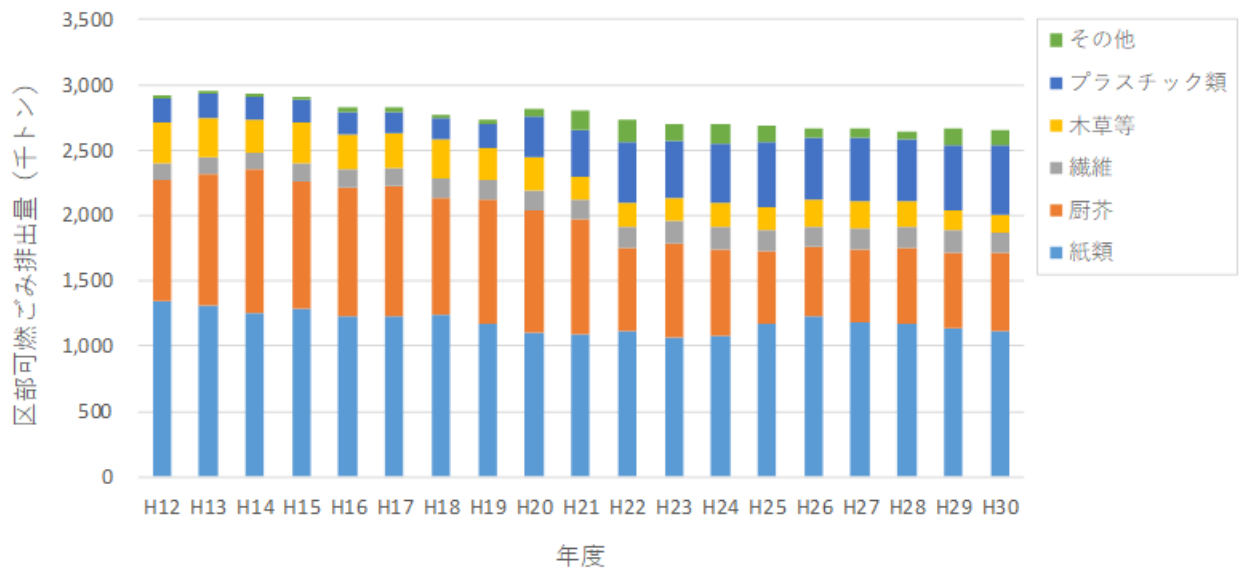


図2 23区内可燃ごみの成分別排出量の推移

- 23区内から排出される不燃ごみ（収集及び持込）の排出量は、2006（平成18）年度までは50万トン前後で推移していたが、直近では4万トン強にまで削減されている（図3参照）。
- 組成ごとにみると、プラスチックごみが2007（平成19）年度から2009（平成21）年度にかけて大幅に削減しているが、これは、上述のとおり、不燃ごみから可燃ごみ扱いに変更したためである。
- また、その他（厨芥、繊維、木草等、ゴム皮革等）が大幅に削減されており、分別の徹底化が図られた様子がうかがわれる。

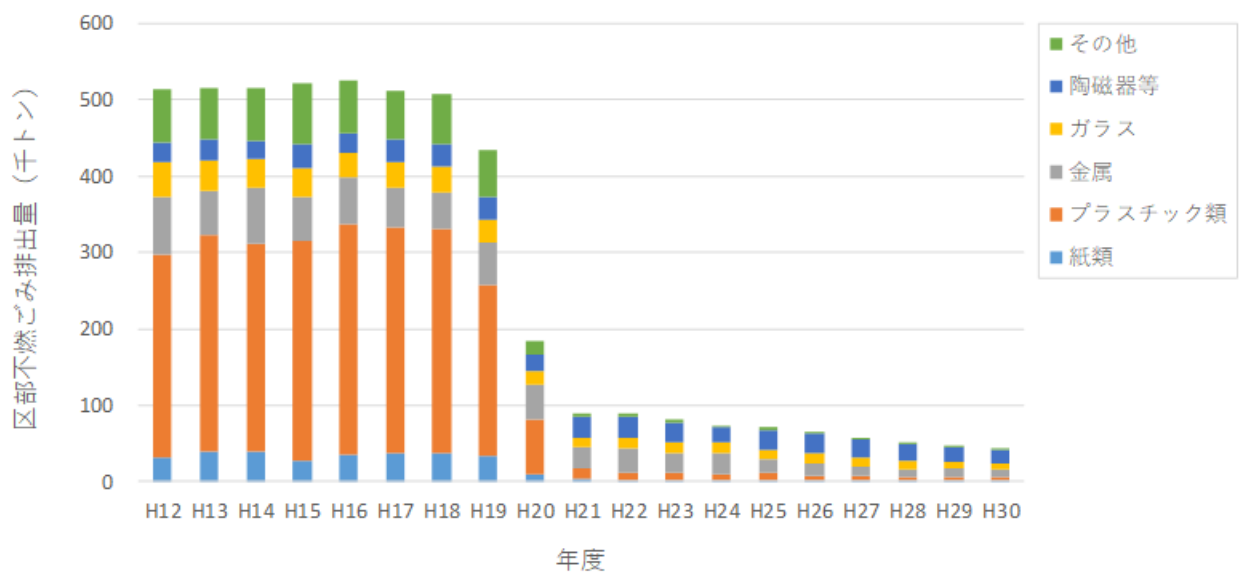


図3 23区内不燃ごみの成分別排出量の推移

### 【再生利用率】

- 一般廃棄物の再生利用率は、2000（平成 12）年度に比べると向上しているが、直近 5 年間は横這い傾向である（図 4 参照）。
- 1997（平成 9）年度に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律が本格施行され、家庭から出るごみの 6 割（容積比）を占める使用済みの容器包装がリサイクルされることとなり、また、2013（平成 25）年度に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行され、小型電子機器のリサイクルの仕組みが構築されるなど、個別製品のリサイクルは着実に進んできている。
- これらリサイクル法は、再生利用率の向上において大きな役割を果たしてきたといえるが、回収できていない製品類型も多数存在しているため、改善の余地が残っている。
- 再生利用率は地域によってばらつきがみられ、多摩地域が最も高い。その背景としては、多摩地域の最終処分場の埋立余力が逼迫しており、家庭ごみの有料化による排出抑制を実施したうえで、分別の徹底などによりリサイクルを進めていることが挙げられる。

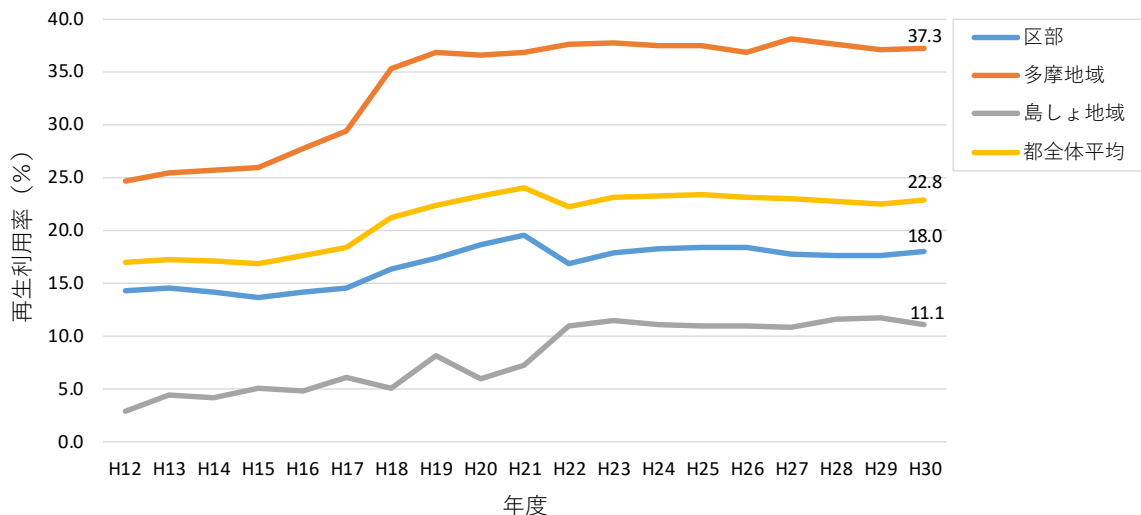


図 4 都内一般廃棄物の再生利用率の推移

- しかし、使用済みの製品が民間会社や NPO 等のリサイクルルートに流れている場合は、区市町村の統計に計上されていないため、図 4 の再生利用率に現われていないことに注意が必要である。

### 【最終処分量】

- 一般廃棄物の最終処分量は、都全体での再生利用率の向上などにより、2009（平成 21）年度までは着実に削減されたが、それ以降は、近年、若干の削減傾向を示しているものの、全体としては横這いである（図 5 参照）。
- 一般廃棄物の最終処分量の殆どは、23 区内で発生した一般廃棄物である。23 区では、従前、プラスチックごみを埋め立てていたが、清掃工場におけるサーマルリサイクルに仕向けることができるようになったため、2009（平成 21）年度までに埋立をストップしている。

- 多摩地域の多くの市町村（26市3町1村のうちの25市1町）が加盟する東京たま広域資源循環組合においては、家庭ごみの有料化やリサイクルの徹底とともに、焼却灰及び飛灰をエコセメント原料として利用することにより、2018（平成30）年度から一般廃棄物の最終処分量ゼロを達成している。

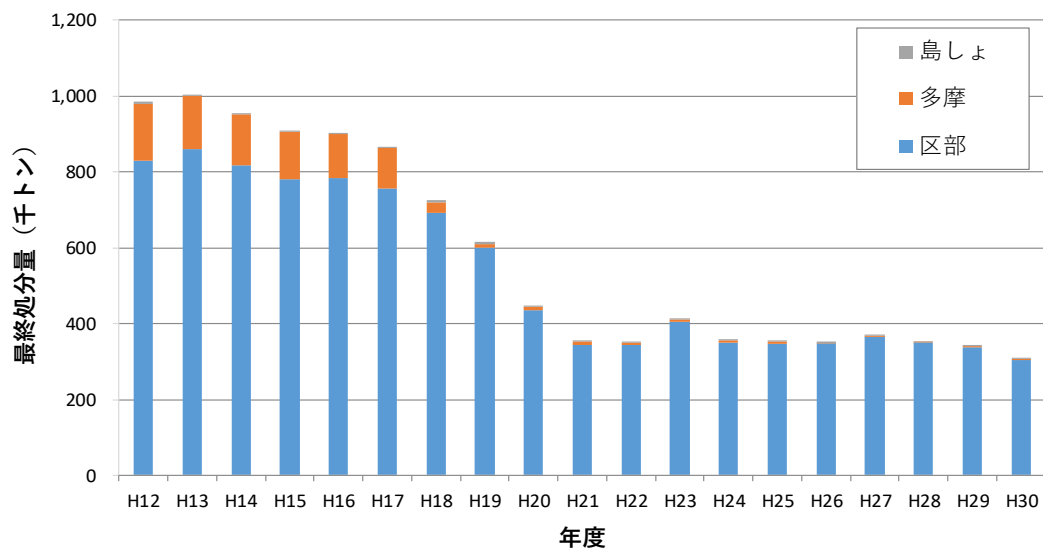


図5 都内一般廃棄物の最終処分量の推移

## 2 産業廃棄物

### 【排出量】

- 都内産業廃棄物の排出量は、年度によって増減があるものの、2,500 万トン前後で推移している（図 6 参照）。
- 産業廃棄物の種類ごとにみると、最も多いのは下水処理に伴い排出される汚泥（下水汚泥）であり、産業廃棄物全体の約半分を占める。2 番目はがれき類で全体の 2 割程度を占め、3 番目は建設汚泥で 1 割強を占める。
- 都内から排出される産業廃棄物は、排出量の約半分を占める下水汚泥を除くと、建設汚泥やがれき類などの建設工事に伴うものが多いことが分かる。

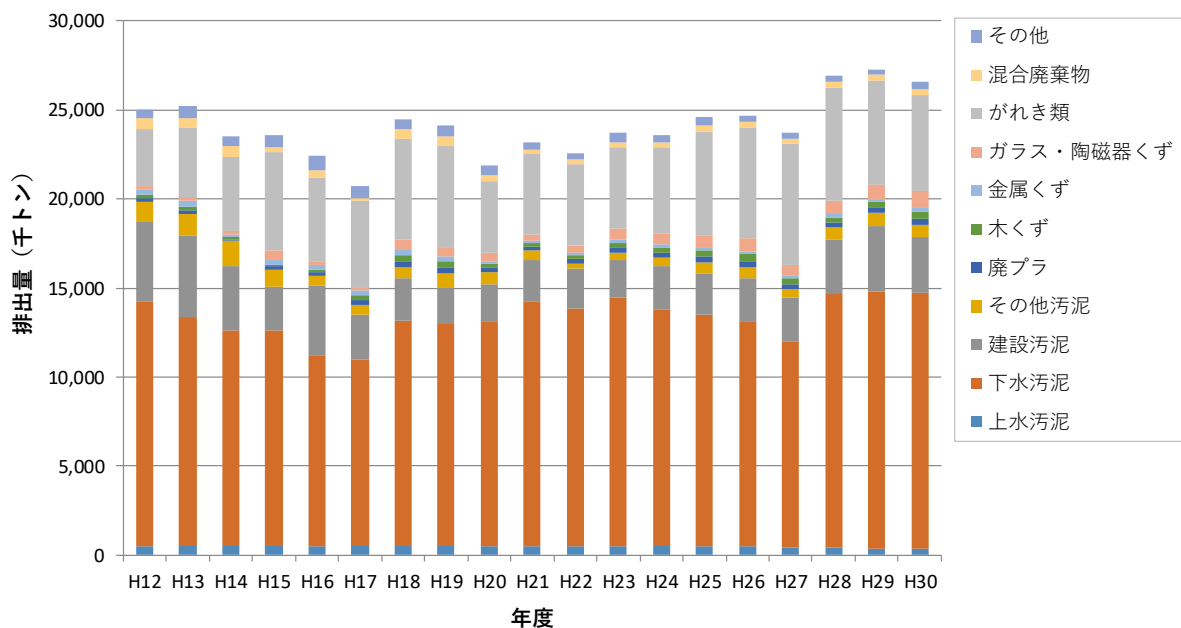


図6 都内産業廃棄物の排出量の推移

- ここで、産業廃棄物の排出量は、景気動向に左右される傾向があることに加え、品目によっては、排出段階で廃棄物該当性の判断（そもそも廃棄物に該当するのか否か）や産業廃棄物の種類の特定（複数の種類が混合している場合に、主たる廃棄物の種類に分類するか、混合廃棄物に分類するか）が厳密に行われておらず、データの精度が高くない可能性があることに留意が必要である。

## 【再生利用量】

- 産業廃棄物の再生利用については、年度によって増減はあるものの、全体の再生利用量は増加傾向で推移している（図7参照）。
- 産業廃棄物の種類ごとにみると、国土交通省の建設リサイクル推進計画をはじめ、地方公共団体における建設副産物のリサイクル施策やグリーン購入の推進などにより、建設工事に伴って排出されるがれき類、建設汚泥などの再生利用量が多くなっている。
- 一般的に、がれき類は再生砕石などとして建設工事で利用されるため、東京国際空港（羽田空港）D滑走路（平成22年10月供用開始）建設事業のほか、公有水面埋立事業、護岸工事などのような大規模工事が首都圏で実施されると、リサイクル率が高くなる傾向にあると考えられる。

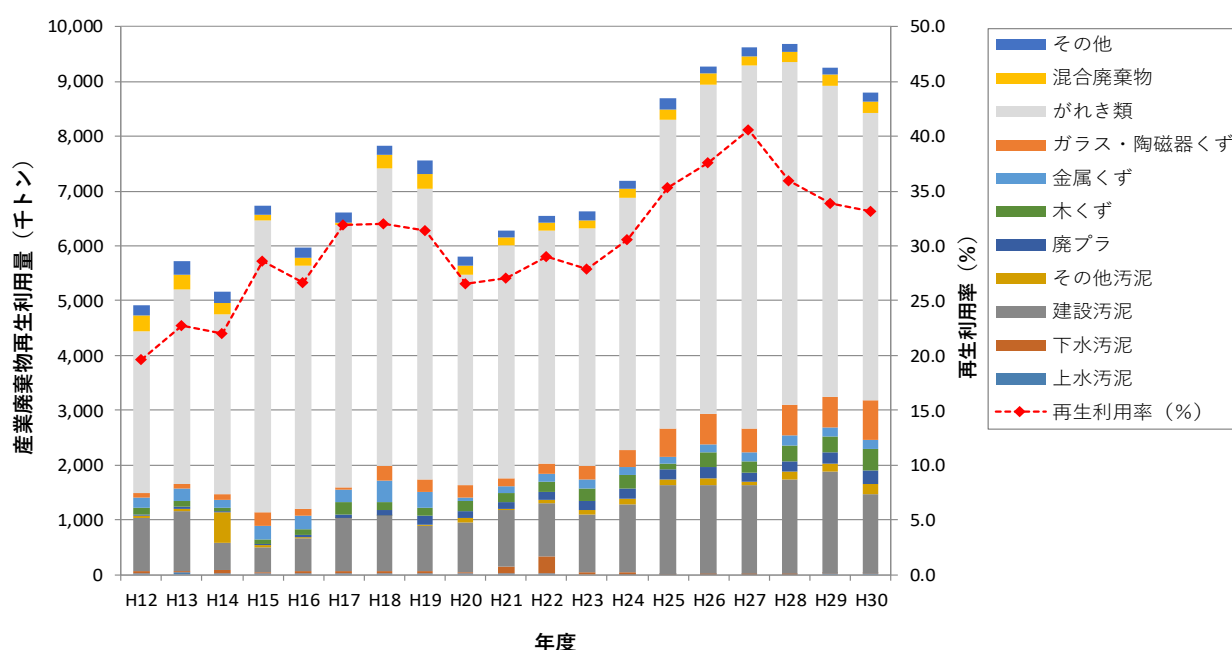


図7 都内産業廃棄物の再生利用量の推移

- ただし、折角、廃棄物から再生品を製造しても、調達する側で、廃棄物を原材料として使用している物に対する忌避感が存在し、また、廃棄物からの再生品は一般的にコストが掛かるため、バージン原材料から製造される競合品との競争に勝てないなど、廃棄物由来の再生品に対する需要が必ずしも高くないとの指摘がある。

【最終処分量】

- 産業廃棄物の最終処分量については、増減はあるものの、低下傾向を示してきたが、最近では横這い傾向である（図8参照）。
- 産業廃棄物の種類ごとにみると、トンネル掘削工事や建築の杭打ち工事等に伴い排出される建設汚泥の削減が著しい。
- ただし、建設汚泥については、残土として処分され、最終処分量が適切に評価されていない懸念がある。

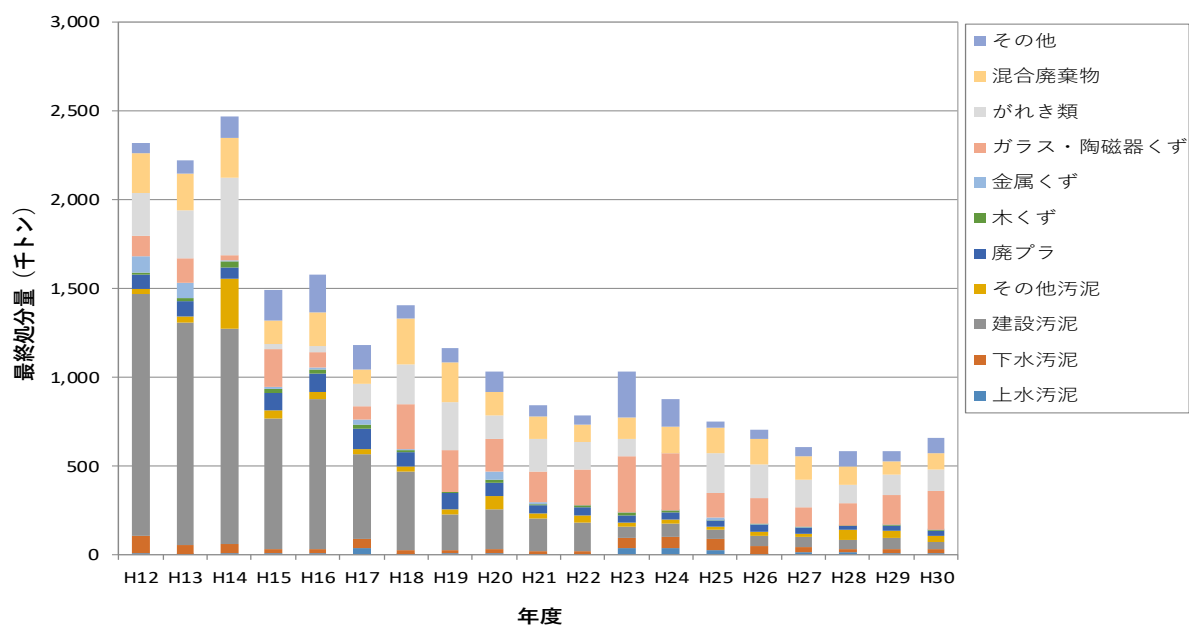


図8 都内産業廃棄物の最終処分量の推移

### 3 新型コロナウイルスの影響

- 2019（令和元）年12月に中国で最初に確認されて以降、世界的な感染拡大を見せた新型コロナウイルス感染症について、2020（令和2）年1月30日に世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するに至り、我が国でも、感染者が急激に増加したことを受け、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された。
- 東京においても、5月25日に緊急事態宣言が解除されるまでの間、都民に対して不要不急の外出を自粛するよう要請するとともに、事業者に対しても特定施設の使用停止、催物の開催中止を要請するなど、都民の生活や事業者の活動に影響を及ぼす措置が採られた。
- その結果、都民や事業者から排出される廃棄物についても例年とは異なる動きがみられた（図9、10参照）。
- 排出量が多い可燃ごみについて、2020（令和2）年4月から10月までの排出の状況を月ごとに見ると、家庭から排出されるごみが多くを占める収集ごみは、4月から6月は前年度の同月に比べて排出量が増加したが、7月以降は前年度と同様の排出量であり、23区も多摩地域も同様の傾向を示している。一方、事業所や施設等から排出される持込ごみは、4月及び5月は前年度の同月に比べて排出量の低下が著しく、6月以降は少しずつ戻りつつあるものの、10月時点では5%以上低い状況である。特に、23区の低下幅が大きい。

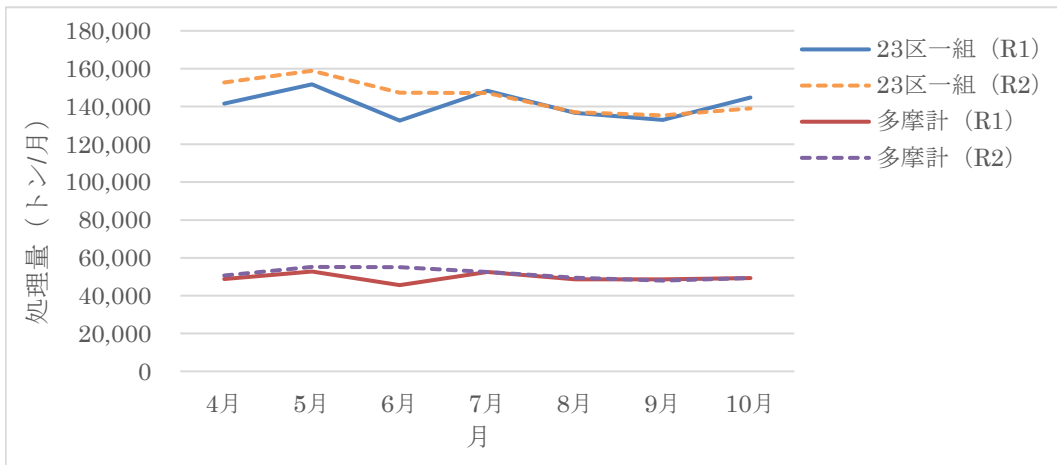


図9 可燃収集ごみの処理量の変化

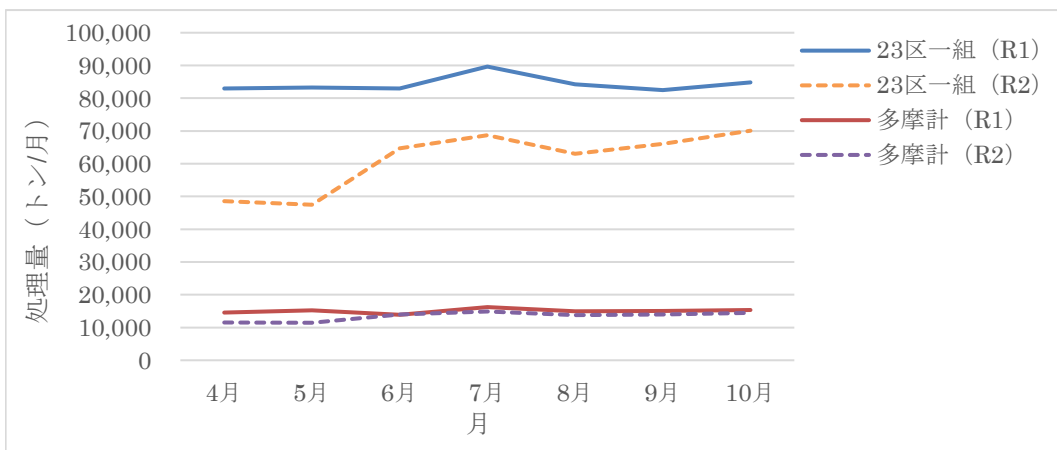


図10 可燃持込ごみの処理量の変化